

# 平田村耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月

平 田 村

# 目 次

はじめに	
1 計画策定の背景	1
2 計画の期間	2
3 耐震化を図る建築物	2
第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	
1 想定される地震の規模、被害の状況	2
2 耐震化の現状と目標設定	3
第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針	5
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	5
3 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備	5
4 地震時の建築物の総合的な安全対策	6
5 優先的に着手すべき建築物の設定	6
第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	
1 ハザードマップの作成・公表	7
2 相談体制の整備・情報の充実	7
3 パンフレットの作成とその利活用	7
4 自治会等との連携	7
第4 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	
1 関係団体等による協議会の設置、協議会による事業の概要及び連携	8
2 その他	8
資 料	9

## はじめに

### 1 計画策定の背景

平成7年の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い生命が奪われましたが、地震による直接的な死者数の約9割が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。また、倒壊した建築物等は、非難や救援・救助活動の妨げになるなど被害の拡大を招いた。このとき倒壊した住宅・建築物の多くは、昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定に適合していない住宅・建築物だった。

その後も宮城県北部連続地震、新潟県中越地震、石川県能登半島沖地震など大地震が頻発し、中でも16年10月と19年7月に新潟県で発生した2つの大地震では現在も多くの方々が避難生活を強いられている。また、福岡県西方沖地震は、大地震の発生の可能性が低いといわれていた地域で発生し、多大な被害をもたらしたことを考えれば、大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にある。改めて、地震による被害の大きさと復旧の難しさを認識させられるものである。

福島県においては、福島盆地断層帯地震、会津盆地断層帯地震、双葉断層地震、福島県沖地震の発生が懸念され、とりわけ福島県沖地震についてはその発生確率が30年以内で99%と公表されており(政府地震調査研究推進本部により平成19年1月10日公表)本村への影響も無視できない状況にある。

このような中、本計画は建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第7項の規定に基づき、国の方針及び平成19年1月に策定された福島県耐震改修促進計画を踏まえ、本村においても今後発生が予想される大地震等から村民の生命を守るために、木造住宅等の耐震化を総合的かつ計画的に促進すべく「平田村耐震改修促進計画」を策定する。

## 2 計画の期間

本計画は、平成 20 年度から平成 27 年度までの 8 年間とする。

## 3 耐震化を図る建築物

村民は、自ら所有又は管理する建築物について、地震に対して安全性を確保するよう努力する必要がある。本計画では建築物の用途、規模、構造、建設年度等を踏まえ、震災時における必要性や緊急性を勘案し、優先的に耐震化を図るべき建築物として以下に示すもののうち旧耐震基準により建設されたものを対象とする。

### 住宅

村民の生命・財産を守ることはもとより、被災地域の減災という視点からも重要な住宅の耐震化を促進する。

### 公共建築物

公共建築物は、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや、多くの村民が集まることから耐震化を積極的に推進する。(特に法第 6 条第 1 項に規定する特定建築物のうち公共建築物)

## 第 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 1 想定される地震の規模、被害の状況

平田村地域防災計画では、福島県地域防災計画において想定している 4 種類(内陸部 3、海洋部 1)の地震の内、とりわけ「福島県沖地震」が本村へ大きな影響を及ぼす地震として想定している。

予想される地震の規模、被害の状況の概要は下記のとおり。

想定区分	福島県沖	双葉断層
想定地震	M7.0 浅部 D=20 km	M7.0 W= 5 km D= 1 0 km
想定震度	最大 6 弱	最大 6 強
木造大破棟	4,733 棟	7,723 棟
非木造破壊棟	158 棟	217 棟
死者(夜/昼)	346 人/131 人	553 人/203 人
負傷者(夜/昼)	1,632 人/1,661 人	1,632 人/1,661 人
避難者	35,798 人	28,599 人

(福島県地域防災計画・震災対策編より(上表数値は想定影響地域の総計を示した。))

## 2 耐震化の現状と目標設定

### 住宅

平成 19 年 1 月現在、本村の住宅の耐震化の状況は下表のとおり。居住世帯のある住宅約 2,990 戸のうち、耐震性がある住宅は約 1,782 戸で耐震化率は 59.60% である。

想定地震による想定被害を減少させるためには、減災効果が大きい住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、福島県耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を平成 27 年度までに 90% とすることを目標とする。

表 1-1 住宅の耐震化の現状と耐震化の目標 (単位:棟)

区 分	昭和 56 年 以降の住宅	昭和 55 年 以前の住宅	住 宅 数  ( + )	耐震性有住 宅数  ( + )	現状の耐震 化率  (%)  /	耐震化率の 目標 (%)  (平成 27 年 度末)
		内耐震 性有				
木 造	1,090	1,797	2,887	1,683	58.30	-
		593				
非木造	77	26	103	99	96.11	-
		22				
合 計	1,167	1,823	2,990	1,782	59.60	90
		615				

\* 木造は、木造及び防火木造とし、非木造は、鉄筋、鉄筋コンクリート造、鉄骨造及びその他とした。

\* 平成 15 年に福島県が実施した耐震診断予備調査に基づき、昭和 55 年以前の木造住宅のうち 3.3% を耐震性有とした。

\* 昭和 55 年以前の非木造住宅のうち、昭和 46 年以前のは耐震性能がないと見なした。

### 特定建築物

本村には、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)(以下「法」という。)第 6 条第 1 号に規程する多数の者が利用する特定建築物(以下「多数の者が利用する特定建築物」という。)が総数 17 棟存在し、このうち 8 棟(47.06%)の建築物については耐震性能を有することを確認しており、3 棟(17.65%)については平成 19 年度耐震診断実施中であり、ほか 6 棟(35.30%)については耐震診断を行っていないか又は耐震性能がない状態にある。

想定地震による想定被害を減少させるためには、減災効果が大きい特定建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要があり、福島県耐震改修促進計画を踏まえ、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を平成 27 年度までに 90% とすることを目標とする。

表 1-2 特定建築物の耐震化の現状と耐震化の目標(単位:棟)

平成 2 0 年 1 月末現在

	昭和 5 6 年 6 月以降の 建 築 物	昭和 5 6 年 5 月以前の 建 築 物	建築物数  ( + )	耐震性有建 築物  ( + )	現状の耐震 化率  (%)  /	耐震化率の 目標 (%)  (平成 2 7 年 度末)
		内耐震性有				
法第 6 条第 1 号	8	9 0	17	8	47.06	90
法第 6 条第 2 号	0	0 0	0	0	0	
法第 6 条第 3 号	0	0 0	0	0	0	
計	8	9 0	17	0	47.06	

表 1-3 特定建築物(用途ごと)の耐震改修目標値

(単位: %、棟)

	現 況 (19 年度末)	目標値 (27 年度末)	公共建築物		民間建築物	
			現 況	目標値	現 況	目標値
特定建築物(法第 6 条第 1 項)	47.06 ( 8/17)	9 0	53.85 (7/13)	1 0 0	25.00 ( 1/4)	9 0
防災拠点施設 (庁舎、公益上必要な施設)	0.00 ( 0/1 )	1 0 0	0.00 ( 0/1)	1 0 0	( / )	
避難施設 (学校、体育館等)	58.33 ( 7/12)	1 0 0	58.33 (7/12)	1 0 0	( / )	
緊急医療施設 (病院、診療所等)	25.00 ( 1/4 )	9 0	( / )		25.00 ( 1/4)	9 0
不特定多数が利用する施設 (ホテル、旅館、銀行、遊技場)	( / )		( / )		( / )	
多数の利用する施設 (賃貸住宅、事務所等)	( / )		( / )		( / )	

\* 村が所有管理する公共建築物の耐震化については、平成 2 7 年度末 1 0 0 % を目標とする。

## 第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取組むことが不可欠である。村は、こうした所有者等の取組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組み方針とする。

### 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

村民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制(耐震改修促進税制、住宅ローン減税)を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図るものとする。

村は、木造住宅の所有者が耐震診断を行う場合、「平田村木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱」により費用の一部を負担する。(国、福島県事業により診断費用の補助制度がある。)

表 2-1 木造住宅耐震診断者派遣事業の概要

対象住宅	旧耐震基準により建設された戸建て住宅(昭和56年5月31日以前建築着手)で、一般診断法で対象としている在来軸組工法、伝統的工法による木造3階建て以下の所有者自ら居住する住宅
診断費用の個人負担	1診断 120,000円を超えた額
補助率	国 : 1/2 県 : 1/4 村 : 1/4

なお、建築物の所有者等が耐震改修を行う際に仮住居の確保が必要となる場合は、村営住宅の積極的な紹介に努める。

### 3 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

#### 適正な耐震診断体制の整備

現地調査の手法、体制(建築士と大工2名以上)、報告様式、写真等データの作成方法を定めた「福島県木造住宅耐震診断(一般診断法)実施要領」を活用するとともに、地域の建築士及び工事等請負有資格業者が連携した体制の整備に努める。

#### 村民への啓発活動

耐震診断並びに耐震改修に関する各制度等を村広報紙、行政だより、パンフレット等により広報するとともに、定期的な防災関連記事等の村広報紙への掲載に努め、村民の防災意識の向上を促す。

#### 4 地震時の建築物の総合的な安全対策

##### 事前の対策

平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震や同年 8 月の宮城県沖地震の被害状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間をもつ建築物の天井の落下防止対策の必要性が改めて指摘されている。このため村では、県と連携し被害の発生する恐れのある建築物を把握するとともに、建築物所有者へ必要な対策を講じるよう指導する。

また、建築物の不燃化を促進するとともに、関係機関と連携を図り、住民等に対し総合的な防災知識の普及に努める。

##### 地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物の応急危険度判定が必要な場合は、村は判定実施本部等を設置し、福島県へ応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じる。

また、被災建築物復旧のための住宅相談を総合的に受けられるよう、その体制整備を検討する。なお、地震発生直後の建築物等の被害状況を速やかに把握するための体制整備を図る。

#### 5 優先的に着手すべき建築物等の設定

##### 優先的に着手すべき建築物

優先的に着手すべき建築物は、次のとおりとする。

- ・地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる建築物、医療活動の中心となる建築物、並びに避難所となる建築物、その他防災上特に重要な建築物。
- ・耐震改修促進法の特定建築物
- ・木造住宅

##### 重点的に耐震化すべき区域

重点的に耐震化すべき区域は、平田村地域防災計画第 2 編第 2 章第 6 節、7 節で定める避難路、避難地及び緊急輸送路等の沿線とする。

表 2-2 地域防災計画で指定されている路線等

種 別	路線名等	緊急輸送路線確保区間等	
緊急輸送 道路	国道	国道 49 号	村内全線(第 1 次確保路線)
		国道 349 号	村内全線(第 2 次確保路線)
	主要地方道	主要地方道矢吹小野線	村内全線(第 2 次確保路線)
	一般県道	北方遅沢線	国道 49 号～石川鴉子線(第 2 次確保路線)
石川鴉子線		国道 49 号～北方遅沢線(第 2 次確保路線)	

避難路等	避難路	平田村地域防災計画に基づき策定される「避難計画」により選定される路線	
	避難地・施設等	小中学校, 体育館、公民館等の公共施設及び地域集会施設	

### 第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

#### 1 ハザードマップの作成・公表

村では、第2の5の の建築物、道路等を記載した地図を作成し公表する。

また、福島県の支援と協力により「建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生の恐れがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(地震ハザードマップ)」の作成を検討する。

#### 2 相談体制の整備・情報の充実

本村では、地域整備課を窓口として専門家診断の申込みや各種補助事業の申請のほか、村民からの建築相談に応じられるよう体制整備に努める。

なお、技術的な相談は福島県県中建設事務所、家具の転倒防止等災害予防全般については福島県生活環境部県民安全領域や、県中地方振興局(県民生活課)、耐震改修に関連したリフォーム工事等のトラブルについては消費生活センター及び建設工事紛争処理担当課と連携して対応することとする。

また、必要に応じて村ホームページにて耐震補強等の情報を提供していく。

#### 3 パンフレットの作成とその利活用

福島県が作成した「大地震に備えて耐震診断を受けましょう」(福島県住宅耐震診断促進事業の紹介)を活用し、住宅の耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努める。

また、今後作成が予定される耐震改修を促進するための福島県パンフレット等を活用し、建築物防災週間、違反建築物防止週間の機会、村の各種行事やイベント等の機会を捉え普及啓発を図る。

#### 4 自治会等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要である。

村には26の自主防災組織があり、村と連携した活動を継続的に行っているが、一人暮らしの高齢者世帯等災害弱者になりやすい世帯の把握は、日本郵政(株)とのワンスト

ップサービス事業契約の活用や地域の協力がなければ難しく、今後も住民が団結して組織的に行動することが効果的であることから、行政区を中心とした自主防災組織の活動は極めて重要である。

村は、専門家や技術者は検討の支援・協力を福島県より受け、行政区単位での防災講習会や地区内における地震時の危険箇所点検を計画し、これを通じて耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努める。

#### 第4 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

##### 1 関係団体等による協議会の設置及び連携

建築物の地震対策の推進を図るため、県及び市町村が連携して設置した「福島県建築物地震対策協議会」、及び「福島県既存建築物違反对策推進協議会」等との連携による取り組みを行う。

##### 2 その他

本計画は、原則として5年ごとに、また、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況等を勘案し必要に応じて見直しを実施する。

なお、耐震改修促進計画を実施するにあたり必要な事項は、別途定めるものとする。